

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和4年12月22日（木）15：35～16：15

場 所：日本薬剤師会第2会議室

出 席 者：山本会長、安部副会長、田尻副会長

提出資料：

- ・ 日本薬剤師会薬剤師職能振興研究助成事業に採択された調査・研究について
(令和4年12月20日 日薬情発第152号)
- ・ 「eお薬手帳」運営事業者の変更について
(令和4年12月14日 日薬情発第147号)
- ・ 令和4年第二次補正予算案保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業への対応について(第2報)(令和4年12月15日 日薬情発第149号)
- ・ 令和4年第二次補正予算案 保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業への対応について(令和4年11月11日 日薬情発第127号)
- ・ 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて(令和4年12月12日 日薬業発第335号)
- ・ 新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における一般用新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス抗原定性検査キットの販売時における留意事項について(令和4年12月12日 日薬業発第336号)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットに関するさらなる販売体制の充実について(協力依頼)(令和4年12月9日 日薬業発第332号)
- ・ 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬(ゾコーバ錠 125mg)の医療機関及び薬局への配分について(12月12日改正)(令和4年12月14日 日薬業発第345号)
- ・ 「ゾコーバ®錠 125mg」の緊急承認について(令和4年12月13日 日薬情発第145号)
- ・ 医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口の設置及び協力依頼
(令和4年12月16日 日薬業発第350号)

1. 日本薬剤師会薬剤師職能振興研究助成事業に採択された調査・研究について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会では調査・研究事業の一環として薬剤師職能振興研究助成事業を創設し、本会理事会において厳正な審査の結果、3項目の調査・研究を採択した。

採択したのは、①「薬剤師業務のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を加速する医療デジタルデバイスを活用した新しい患者アセスメント教育プログラムの立案と評価」(石塚洋一氏、熊本大学薬学部・大学院生命科学研究所、助成金195万円)、②「薬局薬剤師によるAMR対策への提言に向けた居宅訪問による抗菌薬適正使用の実態調査」(村木 優一氏、京都薬科大学臨床薬剤疫学分野、助成金180万円)、③「慢性腎臓病患者における自宅での血清カリウム値の適正化を目指した保険薬局の介入～カリウム制限食への意識向上を目指した多職種連携～」(朝居 祐貴氏、国立病院機構三重中央医療センター、助成金113万円)、である。

2. 「e お薬手帳」 運営事業者の変更について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会では e お薬手帳の運営を続けるため、最善の対策について検討を重ねて複数の運営事業者と面談を行い、「e お薬手帳」の運営事業者を NTT ドコモ社から株式会社ファルモ社に変更することを決定した。

ファルモ社への移管においては、国民、薬局に以前よりメリットを提示できるよう現在調整を行っているところである。

今後の対応（患者側アプリや薬局側システムのデータ移行方法等）や現在運用中の「e お薬手帳」のサービス終了時期、すでにお支払いいただいている薬局システム費用の中途解約に伴う返金については、現在ファルモ社、NTT ドコモ社及び本会の 3 者で協議を行っており、まとも次第改めてお知らせする予定である。

3. 令和 4 年第二次補正予算案 保健医療福祉分野の公開鍵基盤 (HPKI) 普及事業への対応について (第 2 報)

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和 4 年第二次補正予算案 保健医療福祉分野の公開鍵基盤 (HPKI) 普及事業への対応については、令和 4 年 11 月 11 日付日薬情発第 127 号通知でお知らせした通り、令和 4 年 11 月 8 日に閣議決定した令和 4 年度一般会計補正予算案が、同 12 月 2 日に成立した。本事業の対象になる方は、以下を満たすことが条件となっている。

- ・ オンライン資格確認等システムを導入済み、または、顔認証付きカードリーダーの申し込みが完了している薬局に勤務している薬剤師
- ・ 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定された令和 4 年 10 月 28 日以降、令和 5 年 3 月 31 日までに申請した薬剤師

また、実施方法は、本認証局が申請者に請求している発行費用から、補助額を差し引いた額を申請者に請求する形とされている。

現時点において、厚労省から実施要綱等は発出されていないが、本会では先んじた対応として準備が出来次第、申請者に対し補助額 5,500 円（1 万 1 千円（税込）を上限とする発行費の 2 分の 1 補助）を差し引いた金額での支払いをお願いする対応をすることとした。

なお、令和 4 年 10 月 28 日から、上記対応を開始するまでの間に、補助額適用前の価格で支払いを済ませた申請者に対しては、年度内を目処に補助金分の返金を行う予定だが、具体的な方法については現在調整中である。

本会としては、引き続き情報収集に務めるとともに、速やかな対応について検討を行う所存である。

4. 新型コロナウイルス感染症への対応について

田尻副会長より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

・コロナ／インフル同時検出キットを巡る状況について

今般、国では季節性インフルエンザと新型コロナ感染症の同時流行を想定した対策を進めている一方、外来受診・療養の流れの標準的なモデルは、既に薬局等での販売が認められた新型コロナ抗原定性検査キット（単独キット）の活用が基本とされている。今回販売が認められた同時検査キットは、それに置き換わるものではなく、新たな選択肢として加わるものである。

販売にあたっては、薬剤師による資料等を用いた使用方法等の丁寧な説明はもちろん、判定結果に応じて適切に医療機関の受診につなげることが重要である。また、医療用キットと一般用キットでは取扱い等が一部異なるので、厚生労働省が示した留意事項に則り、適切な販売対応いただくよう都道府県薬剤師会宛に通知を発出した。

・検査キットの販売体制（土日・夜等）について

本会では、地域住民が検査キットを販売している薬局・店舗販売業の店舗を把握しやすいように、関係団体（日本薬剤師会、都道府県薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会）の協力の下、これら情報のリスト化やマップ化などの整備を進めてきたところである。しかし、こうした対応に取り組む一方で、厚生労働省や本会などには、検査キットを購入することができないという声が未だに寄せられている。

今後さらなる新型コロナの感染拡大が進む中、多くの地域住民が検査キットを必要とした際にそのような事態とならないよう、また、年末年始に向けた体制整備の構築のため、より多くの薬局における検査キットの備蓄・販売への積極的な取り組みが必要である。さらに、薬局ならびに都道府県薬剤師会・地域薬剤師会においては、夜間・休日に入手可能な薬局の情報を地域住民がより容易に入手できるように、当該店舗だけでなく他の店舗でも明示することや、都道府県薬剤師会もしくは地域薬剤師会のホームページを活用してよりわかりやすく発信すること、地域行政の協力を得て地域広報誌へ掲載することなど、地域薬剤師会が挙げて住民の需要に的確に応えるための方策について、積極的な取り組みを行うことが求められている。

薬剤師・薬局が果たすべき社会的責任、地域住民の健康維持・増進を確保するとともに、地域医療提供体制の一翼を担う気概と覚悟を持って、早急かつ確実な体制整備に取り組んでいただくよう、都道府県薬剤師会会長宛に通知を発出した。

・医療提供体制・医薬品提供体制等について

①新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠 125mg）の医療機関及び薬局への配分について

12月15日より「経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠 125mg）」の取扱い医療機関・薬局が拡大されることが決まった。

ゾコーバ錠は、承認後2週間程度は、パキロビッドパックの処方・調剤実績のある医療機関及び薬局をゾコーバを扱える機関として、都道府県が選定・リスト化し、それら医療機関・薬局においてのみ取扱いが可能とされていた。しかし、今回の改正により、都道府県が選定した医療機関・薬局によるゾコーバ錠の取扱いが令和4年12月15日から開始されることとされた。

ゾコーバ対応薬局は各都道府県の二次医療圏+保健所設置市・特別区の数」×20カ所を目安としており、都道府県において、1薬局あたりの在庫数を減らすこととあわせて対応薬局数を増やすことも可能とされている。なお1薬局あたりの在庫数は現時点で40人分と説明を受けている。

また、ゾコーバ対応医療機関として選定される医療機関は在庫配置が認められる医療機関として一定数が選定され、在庫を配置しない医療機関は特段の要件や登録施設の上限数なく選定が可能である。

各都道府県薬剤師会には、都道府県が行う薬局の選定について、同剤の特性等や、行政及び医師会等の関係団体等と連携・調整を図り都道府県における承認後2週間の運用面を含めた対応の経験や知見を踏まえ、地域の医薬品提供体制の整備に向け準備を進めていただくように通知を発出した

②医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口の設置及び協力依頼

今般、解熱鎮痛薬等（トラネキサム酸、鎮咳薬を含む）の需要が増加する一方で、製造販売業者からの限定出荷が続いており、未だ一部の薬局（特に個店など比較的小規模の薬局）等においては入手困難な状況が継続している。

厚生労働省では、解熱鎮痛薬等が不足している医療機関・薬局の相談先として、新たな相談窓口を設置するとともに、（一社）日本医薬品卸売業連合会に対し、発熱外来や新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関やこうした医療機関からの処方箋を受け入れている薬局において、解熱鎮痛薬等が不足している場合は、優先的に解熱鎮痛薬等を供給するように求めている。薬局においても引き続き、買い込みを厳に控えること等の協力要請を受けたことから、これらを周知するように都道府県薬剤師会担当役員宛てに通知を発出した。

5. 令和4年度第4回都道府県会長協議会の開催について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和4年度第4回会長協議会の開催日時は、令和5年1月11日（水）13時30分から16時45分とし、会場は本会8階会議室で実施予定である。

議題は、報告として、第1号「会務報告（令和4年10～12月）」、第2号「日薬を巡る最近の動きについて」、①薬事・食品衛生審議会 医薬品第一部会・第二部会について、②中央社会保険医療協議会について、③社会保障審議会 医療部会について、④社会保障審議会 医療保険部会について、⑤第8次医療計画等に関する検討会について、⑥医療介護総合確保促進会議について、⑦医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議について、⑧文部科学省 薬学系人材養成の在り方に関する検討会について、⑨令和5年度厚生労働省予算案について、⑩令和5年度厚生労働省関係税制改正について、第3号「eお薬手帳運営事業者の切替について」、第4号「令和4年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業について」、第5号「その他」である。

協議は、第1号「新型コロナウイルス感染症への対応に関する件」、第2号「薬剤師資格証の発行体制に関する件」、第3号「電子処方箋への対応に関する件」、第4号「その他（1）第31回医学会総会への協力について」を予定している。

記者からの質問は以下の通り。

記者：21日の中央社会保険医療協議会で骨子案がおおむね了承された「2023年度薬価改定」について、日薬の受け止めに伺いたい。

山本会長：我々の要請が一定程度実現したことについては評価をする。しかし、相当数の品目が改定の対象になるため、大変つらい改定と受け止めている。

記者：令和4年第二次補正予算案のHPKI補助に伴い、日薬でも5500円差し引いた額を請求することとなったが、補助額適用前の価格で支払いを済ませた申請者に対してはどのような対応をされる予定か伺いたい。

安部副会長：補助額適用前の価格で支払いを済ませた申請者に対しては、年度内を目処に補助金分の返金を行う予定だが、具体的な方法については現在調整中である。

記者：「eお薬手帳」引継ぎ先のファルモ社とは、今後の運営についてどのような話し合いが行われているのか伺いたい。

安部副会長：現状のままで運用してだけでなく、使いやすさを考えたバージョンアップが将来的に可能であるのか等も含めて話し合いを行っている。

記者：政府のデジタル臨時行政調査会が、一般用医薬品の店頭販売する際の薬剤師の常駐規制について2024年6月までに見直しの結論を出すとされているが、このことについて日薬の見解を伺いたい。

田尻副会長：将来的に高齢社会になることを見越して今まで以上に利用者がOTC医薬品にアクセスしやすくする狙いがあるのだと思う。しかし、利用者の利便性と引き換えに、医療の安全や医薬品の適正使用等が担保できないような懸念があることから断固反対である。今後本会としては、利用者の立場も考えつつ、慎重に議論を行っていきたい。

記者：1月からの電子処方箋の運用開始に伴い、現場の体制整備の進み具合等を伺いたい。

田尻副会長：本会では、電子処方箋受け取りの体制整備について協力を呼びかけている。責任を持って整備を進めていく所存である。

次回の定例記者会見は、令和5年1月12日（木）、13：30～14：30

以上